

稲沢市で起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
		6-6	避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災及びその他二次災害の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	土地改良施設等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
		7-5	農地等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
		8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	居住地の損失等により市外へ大量の人口が流出する事態

稲沢市地域強靱化計画

—概要版—

国土強靱化 ～強くしなやかな市民の生活の実現～

国は、平成 25 年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成 30 年より「国土強靱化基本計画」に基づいた、大規模自然災害等に備えた、国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進を目指しています。

わが国では、これまで様々な大規模自然災害を経験し、自然災害により甚大な被害を受けた際に、都度、長期間にわたる復旧・復興を図るといった対応を繰り返してきました。

こうした「事後対策」の反省をふまえ、今後は、人命を守ることを最優先とし、また、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土利用、経済社会システムを平時から構築する、総合的かつ継続的な強靱化への取り組みが重要となります。

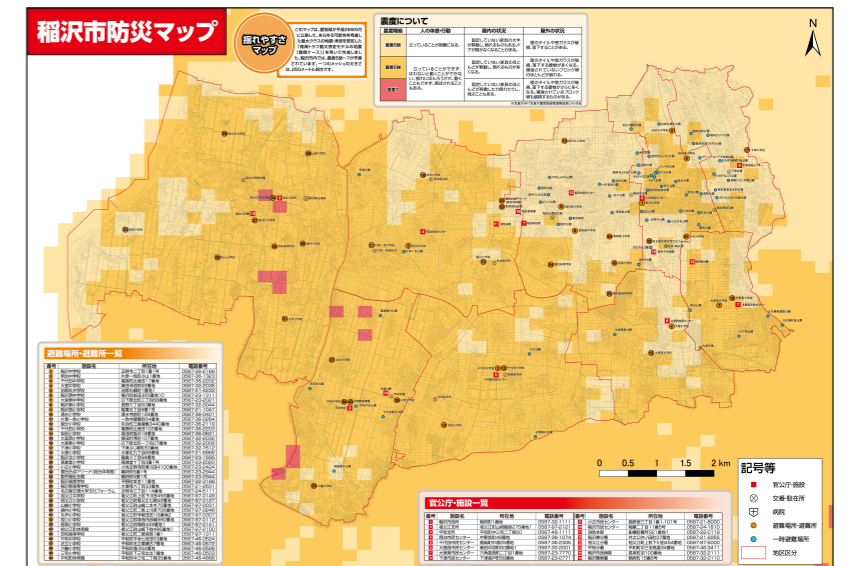
愛知県では、平成 28 年に「愛知県地域強靱化計画」を策定(令和 2 年 3 月改訂)し、南海トラフ巨大地震をはじめとした、どのような自然災害が起ころうとも元気であり続ける県をつくるための各分野での取り組みをまとめ、推進しています。

稲沢市を「強靱な地域」にするために

本市は、東海豪雨（平成 12 年）において甚大な被害に見舞われたのをはじめ、近年の台風や集中豪雨により、家屋の被害や道路冠水等多数の被害が発生しています。今後においても、南海トラフ地震や豪雨・台風等による被害が懸念され、様々な自然災害のリスクに直面しているといえます。

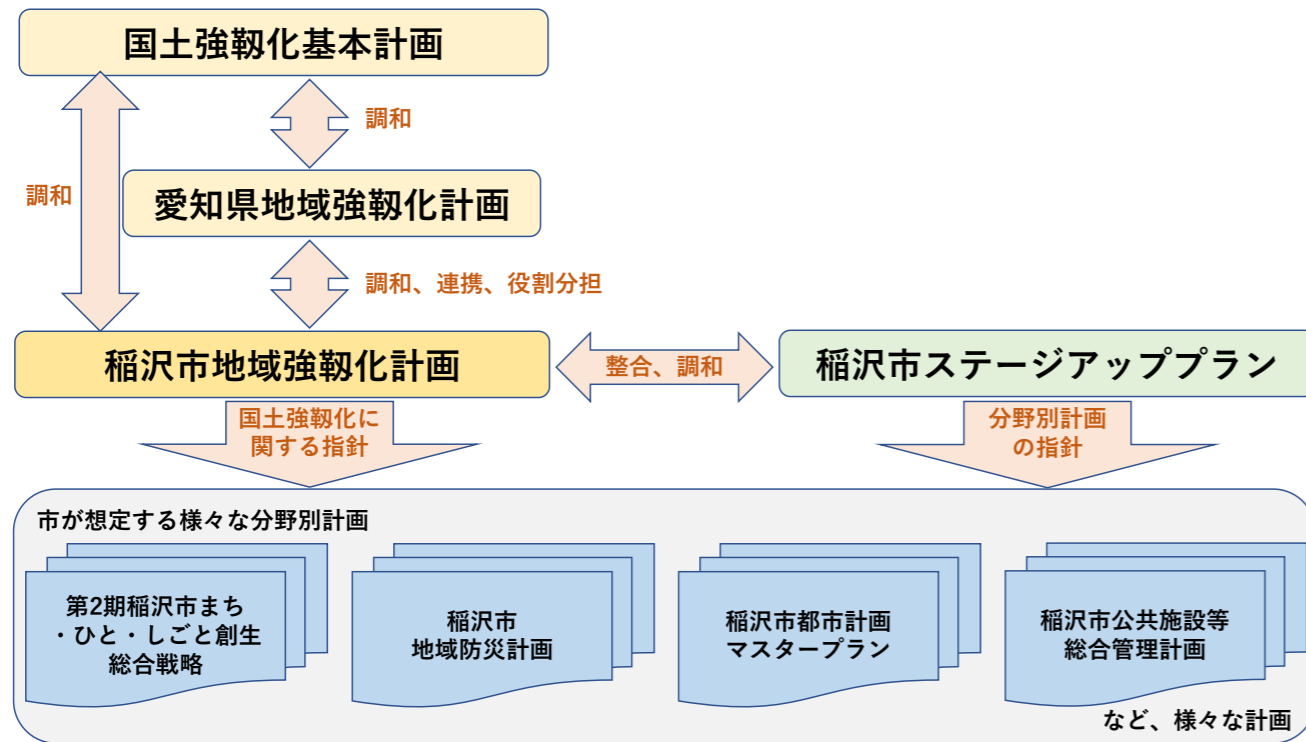
それらを踏まえ、本市においても、今後、国や愛知県の地域強靱化に関する施策と調和を図りつつ、県内の市町村、民間事業者等関係者とも連携しながら、大規模自然災害が起きて機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげる取り組みを推進することが必要です。

そこで今回、本市の強靱化の指針となる「稲沢市地域強靱化計画」を策定します。



計画の位置づけ

稲沢市地域強靱化計画は、国土強靱化基本計画や愛知県地域強靱化計画、稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）との整合性を図りながら、災害対策基本法に基づく稲沢市地域防災計画ほか、本市における様々な分野の計画の指針となるよう策定します。



なお、稲沢市地域強靱化計画が対象とする期間は、稲沢市ステージアッププランの終期と合わせ、令和3年度から令和9年度までの7年間としました。

基本目標

本市の強靱化を進めるために、国土強靱化基本計画及び愛知県地域強靱化計画の基本目標を踏襲し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進する4つの目標を設定しています。

基本目標

- (1) 市民の生命を最大限守る。
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- (3) 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする。

策定の作業経過と取り組みの推進の流れ

稲沢市地域強靱化計画では、国土強靱化基本計画及び愛知県地域強靱化計画との調和を図るとともに、基礎自治体としての役割等を踏まえ、さらに、本市の地域特性や想定される災害を考慮しながら、8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました（次頁参照）。

これをもとに、本市が進めている関連施策を洗い出し、取り組み状況を整理の上で、成果や課題を分析・評価しました（脆弱性評価）。その上で、本市の強靱化に必要な対応方針、具体的な取り組みを検討し、取りまとめました。

稲沢市地域強靱化計画の推進にあたっては、全庁的な体制の下、個別分野ごとの推進・検討体制等や、関係者と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対して、行政の施策分野ごとの対応を整理するため、必要な対応施策（個別具体的施策）を分野ごとに分類しました。

また、施策の各分野における横のつながりを考慮して、横断的分野としても分類を行いました。なお、分類に当たっては、国の基本計画における施策分野（12の個別施策分野と5の横断的分野）を基に、本市では7の個別施策分野と4の横断的分野を設定しました（下表）。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／警察・消防等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	② 人材育成
③ 保健医療・福祉	③ 官民連携
④ 産業・経済・エネルギー	④ 老朽化対策
⑤ 情報通信	
⑥ 防災教育・文化	
⑦ 環境	

計画の今後の見直し

稲沢市地域強靱化計画の策定後は、計画期間中であっても、現在取り組まれている施策の進捗状況や今後の社会経済情勢の変化等を踏まえて、随時、計画全体を見直し修正していくものとします。

本市が他に策定している関連分野別の計画については、それぞれの見直しの際、稲沢市地域強靱化計画を指針として適切に反映されるよう、双方向の連携を考慮し、整合を図っていきます。